

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○地域森林計画案の関係書類の縦覧	(林業振興課)	一
○地域森林計画変更案の関係書類の縦覧	(同)	一
○保安林の指定の予定	(森林整備課)	一
○保安林の指定実施要件の変更の予定(三件)	(同)	二
○都市計画決定の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	三
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(同)	三
○都市計画事業の事業計画変更の認可(二件)	(下水道課)	三
○仙塩広域都市計画区域区分の変更(素案)に係る公聴会の開催	(都市計画課)	四
○人事委員会規則七―三十九(へき地手当等)の一部を改正する規則		五

告 示

○宮城県告示第九百十四号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定により宮城北部地域森林計画を立てたいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。
なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、宮城県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十五年十一月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 森林計画区の名称
宮城北部森林計画区

二 縦覧場所及び意見書を受け付ける場所
宮城県庁(農林水産部林業振興課)、宮城県仙台市地方振興事務所、宮城県北部地方振興事務所(栗原地域事務所を含む)、宮城県東部地方振興事務所(登米地域事務所を含む)及び宮城県気仙沼地方振興事務所

三 縦覧期間

平成二十五年十一月五日から平成二十五年十二月二日まで

○宮城県告示第九百十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により宮城南地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧にする。
なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、宮城県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十五年十一月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 森林計画区の名称

宮城南地域森林計画区

二 縦覧場所及び意見書を受け付ける場所

宮城県庁(農林水産部林業振興課)、宮城県大河原地方振興事務所及び宮城県仙台市地方振興事務所

三 縦覧期間

平成二十五年十一月五日から平成二十五年十二月二日まで

○宮城県告示第九百十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。
平成二十五年十一月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

大崎市鳴子温泉鬼首字大清水二六の一三(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年十一月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

刈田郡七ヶ宿町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、刈田郡七ヶ宿町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

刈田郡七ヶ宿町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び七ヶ宿町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年十一月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

柴田郡川崎町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、柴田郡川崎町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年十一月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊具郡丸森町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊具郡丸森町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、伊具郡丸森町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

伊具郡丸森町（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

平成二十五年十一月五日

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百二十号

岩沼市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年十一月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画緑地

2 名称 三号千年希望の丘相野釜緑地

四号千年希望の丘二野倉緑地

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百二十一号

東松島市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年十一月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画土地区画整理事業

2 名称 野蒜北部丘陵地区被災市街地復興土地区画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十五年十一月五日

一 施行者の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称
石巻市

1 種類
石巻広域都市計画下水道事業

2 名称
石巻市流域関連公共下水道

三 事業施行期間
平成九年三月二十八日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地
1 収用の部分

変更なし
2 使用の部分
変更なし

○宮城県告示第九百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十五年十一月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称
石巻市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画及び河北都市計画下水道事業

2 名称

石巻市東部流域関連公共下水道

三 事業施行期間

平成九年三月二十八日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし
2 使用の部分
変更なし

公 告

○都市計画に関する公聴会規則（昭和四十五年宮城県規則第三号）第二条第一項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

平成二十五年十一月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公聴会の日時及び場所

日 時	場 所
平成二十五年十一月十九日（火）午後七時から	黒川郡富谷町富谷字坂松田三十番地 富谷町役場 三階三〇一会議室

二 件名

仙塩広域都市計画区域区分の変更（素案）について

三 公述申出者の資格

公聴会に出席して意見を述べることができる者（以下「公述申出者」という。）は、富谷町の住民又は利害関係人とする。

四 公述の申出等

1 公述申出者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び職業（法人にあっては、法人の名称及び所在地並びに当該法人を代表して意見を述べようとする者の氏名、住所、年齢及び当該法人との関係）を記載した書面（以下「公述申出書」という。）により、宮城県知事に申し出ること。

2 公述申出書の提出期限は、平成二十五年十一月十二日（火）までとする。ただし、公述申出書を郵送する場合は、同日付けの消印のあるものまでを受け付ける。

3 意見の要旨の全部がこの素案に関係しないとき、又は意見の要旨を同じくする者が多数あるときは、公述人に選定しないことがある。また、公述人が多数あるときは公述の時間を制限し、意見の要旨にこの素案と関係ない部分があるときは当該部分の公述を認めないことがある。

4 公聴会の傍聴を希望する者は、当日、直接会場の受付に申し込むこと。ただし、入場は先着順とするので、満員になったときは、入場を制限することがある。

五 素案の概要
なお、公述人に選定された者がいないときは、公聴会の開催を取りやめる。

仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において市街化区域編入を予定する地区のうち、次の地区について、市街化区域に編入するものである。

富谷町	市 町 名	地区名	面積 (ha)
		高屋敷	二十七・六

六 その他

この公聴会及び素案の内容についての問い合わせは、宮城県土木部都市計画課（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三・三三三四）又は富谷町建設部都市計画課（電話〇二二―三五八―〇五二七）を行うこと。

人事委員会

人事委員会規則七―三十九（へき地手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十一月五日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七―三十九―三十四

人事委員会規則七―三十九（へき地手当等）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―三十九（へき地手当等）の一部を次のように改正する。

附則別表準へき地学校の項中

〔 〕
気仙沼市立大島小学校

気仙沼市高井四〇の二

を

〔 〕
気仙沼市立大島小学校
南三陸町立名足小学校

気仙沼市高井四〇の二
本吉郡南三陸町歌津字中山一四

に改める。

別表準へき地学校の項中

〔 〕
南三陸町立名足小学校

本吉郡南三陸町歌津字中山三四

を

〔 〕
南三陸町立名足小学校

本吉郡南三陸町歌津字中山一四

に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年十一月八日から施行する。